

学校法人濱名山手学院 公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人濱名山手学院（以下「学院」という。）の業務に関し、法令、学院寄附行為若しくは学内諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下、「法令違反行為」という。）が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るために必要な体制を整備し、もって学院の健全な発展に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、学院における業務の全てに適用する。

2 この規程は、学院の全ての役員、評議員、会計監査人（以下、「役員等」という）、職員、契約職員、嘱託職員、パートタイム職員、派遣職員（以下、「職員」という）に適用する。

(責任者)

第3条 学院における公益通報の処理に関しては、人事担当の業務執行理事（以下、「担当理事」という。）が総括する。

(通報窓口)

第4条 学院は、法令違反行為に関する通報および相談（以下、「公益通報等」という。）に応じるためのコンプライアンス窓口（以下、「通報窓口」という。）を設置し、関西国際大学（以下、「大学」という。）人事部人財育成課（以下「担当課」という。）と大学のハラスメント主任相談員（以下、「主任相談員」という。）を通報・相談の窓口とする。

(公益通報等の方法)

第5条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、手紙または面談の方法によって行うことができる。

2 公益通報等を行う又は行った役員等及び職員（以下、「公益通報者」という。）は、公益通報者本人を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第6条 役員等及び職員は、不正の利益を得る目的、学院または第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(相談への対応)

第7条 担当課または主任相談員は、役員等及び職員から法令違反行為に関する相談を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 担当課または主任相談員は、公益通報等を受けた場合は、担当理事へ報告しなければならない。

3 担当理事は必要に応じて顧問弁護士等の意見を聞き、迅速かつ適切な対応をしなければならない。

(調査の開始)

第8条 担当理事は、担当課または主任相談員から法令違反行為に関する公益通報の報告を受けた場合は、担当課へ遅滞なく、その調査の開始を指示しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 担当理事は、調査内容に応じて、理事長に調査委員会の設置を求めることができる。

3 担当課は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該公益通報者に対し、その旨を通知し

なければならない。ただし、当該公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第9条 担当課は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、報告および説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 担当課は、調査対象部門の責任者および調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票および資料の提出または事実の報告および説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者および調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 担当課職員は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、理事会その他の会議に出席し、または、その議事録を閲覧することができる。
- 5 担当理事または担当課が公益通報等の対象となる場合、当該担当理事および職員は対象事案の調査に関与することはできない。

(協力義務)

第10条 役員等及び職員は、調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。また、調査を妨害してはならない。

(探索の禁止)

第11条 役員等及び職員は、窓口に通報または相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(遵守事項)

第12条 担当課職員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報等を行った個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- 2 担当課職員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号および第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告等)

第13条 担当理事は、公益通報等を受けたときは、その旨およびその内容（ただし、公益通報等を行った公益通報者本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を理事長及び監事に報告しなければならない。

- 2 担当理事は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長及び監事に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長及び監事に報告しなければならない。
- 3 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置および再発防止措置を講じなければならない。
- 4 担当理事は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った公益通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該公益通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 学院は、役員等及び職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、公益通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 役員等及び職員は、他の役員等及び職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第15条 法令違反行為に関与していた役員等及び職員が、担当課がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該役員等及び職員の処分を免除し、またはその程度を軽減することがある。

(是正措置)

第16条 法令違反行為が行われたことが明らかになった場合には、担当理事は当時者への指導および助言を行うとともに必要に応じて理事会への勧告を行って緊急停止または改善命令を発するよう促し、速やかな是正措置を講じなければならない。

2 法令違反行為を行った者が役員である場合、担当理事はその事実を理事会に報告し、速やかに是正措置が講じられるように理事会としての然るべき対応を促すことができる。

3 是正措置が講じられた後、理事会は再発防止策を取りまとめ、全ての役員等及び職員に対する指導および助言を行わなければならない。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。